

広島県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日				
県道下門田泉吉田線	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1444 475 1568 1058"> 庄原市高野町高暮字中組甲五九九番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組五九七番一地从先まで </td> <td data-bbox="1317 475 1444 1058"> 庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先から 庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先まで </td> <td data-bbox="1189 475 1317 1058"> 庄原市高野町高暮字中組四六七番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組四六一番一地从先まで </td> <td data-bbox="1064 475 1189 1058"> 庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先から 庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先まで </td> </tr> </table>	庄原市高野町高暮字中組甲五九九番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組五九七番一地从先まで	庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先から 庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先まで	庄原市高野町高暮字中組四六七番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組四六一番一地从先まで	庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先から 庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先まで	平成二八年四月七日
庄原市高野町高暮字中組甲五九九番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組五九七番一地从先まで	庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先から 庄原市高野町高暮字幡杭五二〇番一地从先まで	庄原市高野町高暮字中組四六七番一地从先から 庄原市高野町高暮字中組四六一番一地从先まで	庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先から 庄原市高野町高暮字槇山五二四五番一地从先まで			